

平成30年3月28日  
一般社団法人 自転車協会

## 平成30年度事業計画書

期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

一般社団法人自転車協会は、昨年5月1日に施行された自転車活用推進法の目的である官民挙げての自転車利用の普及促進に努めるとともに、「製品の安全性確保」と「自転車の需要拡大」に向け、施策を講じる。

製品の安全性については、自転車活用推進法の基本方針（第八条一項五号：「高い安全性を備えた良質な自転車の供給体制の整備」）を踏まえ、業界団体として永年注力してきたBAAマーク制度のより一層の浸透を引続き行う。

加えて、少子高齢化のわが国における自転車の有効利用促進に向けて、スポーツBAAマーク制度の改革とスポーツ用自転車を中心とした自転車の需要拡大に取り組むこととする。

一方で、震災復興と自転車の有効利用を目的としたCycle Aid Japan については、引続きその浸透を図っていくとともに、各種広報媒体をとおして、自転車の安全・安心な利用促進に係る啓発活動を積極的に行う。

### 事業計画

#### 1. 安全対策事業

##### (1) BAA（自転車協会認証）マーク制度への対応

- ・安全安心で快適なBAAマーク貼付自転車のさらなる普及促進のため、改正JIS規格の内容も加味した「自転車安全基準」の見直しを、本年度中に行う。
- ・昨年のBAAマーク制度の大幅な制度の見直しに関連して、商品検査のさらなる強化などにより、BAAマーク貼付自転車の安全性・信頼性をより一層高めていく。

##### (2) スポーツBAAマーク制度への対応

- ・新たにスポーツBAAマーク制度の抜本の見直しにより、制度の普及浸透のために、関係先と連携しスポーツ用自転車市場の拡大を図る。
- ・スポーツ用自転車安全整備基準に基づき、従来以上にSBAA PLUS認定者と連携し、メンテナンスの重要性や交通ルール遵守に関する情報提供に加えて、スポーツ用自転車の楽しさ、素晴らしさを利用者へお伝えする仕掛けを行う。

##### (3) 安全基準の制定と見直し

当会が制定する各種安全基準（自転車安全基準、電動アシスト自転車安全基準、幼児2人同乗用自転車安全基準）について、自転車事故分析結果やJISの改正等を考慮の上、

必要に応じた基準の改正や注意喚起等を行うとともに、安全利用に係るタイムリーな情報を利用者へ従来以上に肌目細かくお伝えする。

また J I S の I S O（国際標準化機構）規格への整合性について、（一財）自転車産業振興協会に協力して調査研究を実施する。

#### (4) 生産物賠償責任保険の団体契約

製造物の欠陥によって生じる損害賠償に対処するため、生産物賠償責任保険の団体契約を継続実施し、会員企業の加入促進を図る。

## 2. 自転車活用推進法への対応

昨年 5 月 1 日に施行された自転車活用推進法並びに本年 6 月に制定される予定の自転車活用推進計画を踏まえて、今後、自転車利用の普及促進に関わる取組みを進める一環として、地方自治体と連携した事業の展開を検討する。

## 3. 広報活動

### (1) 自転車広報

- ・ B A A マーク販促ツールの製作・配布、中高生に安全利用を指導する教職員のスキルアップを目的とする通学车セミナーの開催、各種メディアを通しての情報発信を図る  
マスコミレーション等、利用者に届く活動を意識し、安全・安心で環境にやさしい自転車の一層の普及に努める。同時に、交通ルール遵守を始めメンテナンスの重要性、マナーUP 等トータルでの自転車安全啓発を強力に推進する。
- ・ 5 年前にスタートした T B S ラジオ番組「ミラクル・サイクル・ライフ」へのスポンサー提供をとおして、一般聴取者に対する自転車の安全・安心な利用促進に係る啓発を引続き行う。
- ・ 3 年前に開設した W E B サイト「安全安心な自転車選び」を通して、利用者のニーズに則した B A A マーク貼付車を広くご紹介することで、マーク貼付車の一層の浸透を図る。

### (2) Cycle Aid Japan 2018（東日本大震災復興支援サイクリング）

昨年度同様、主催者を地元をお願いして、震災復興支援サイクリング Cycle Aid Japan を平成 3 0 年度において実施する方向で検討する。

### (3) 自協会ニュースの発行

月刊で自協会ニュースを発行し会員他関係者にとって有益な情報をとりまとめ公表頒布する。

### (4) S B A A E X P R E S S の発行

スポーツ B A A マーク制度参加事業者及び販売者とのコミュニケーションツールとして、月刊メールマガジンを発行する。

### (5) サイクリング及び自転車競技等関連団体事業への協力

他の自転車関連団体が実施する事業に必要な応じて協賛し、自転車の安全・安心な

利用、普及に努める。

#### 4. その他事業

以下の事業を行うとともに、これらの成果物については会員に止まらず、関係官庁、関連団体、要望があれば非会員にも配布することで、広く自転車工業の実態把握、自転車の安全施策に対処する。

##### (1) 自転車工業の基礎調査事業

製造・輸入事業者の経営上の基礎的なデータを調査、収集することで、業界実態の把握を行う。

##### (2) 環境負荷物質使用状況・調査対策事業

廃棄物処理・再資源化及び健康面等で使用することが好ましくない素材を専門的に調査研究し、社会のニーズに応じて該当する素材の使用削減を検討する。

#### 5. 国際化進行への対応事業

輸入自転車の関係国との交流を通じ、秩序ある貿易の推進を図る。

#### 6. 会議の開催

常任理事会 年5回以上      監事会      年3回以上

理事会      年3回以上      総会      年1回以上

各種委員会及び関連会議を必要に応じ開催する。

以上